平成27年12月 2日 下関市福祉部介護保険課 下関市福祉部長寿支援課

誤薬に係る事故報告の取扱いについて(留意事項)

1.事故報告の対象となる誤薬とは?

(1)基本的な考え方

服薬介助に関し、事業所従業者の行為に瑕疵がある場合が、事故報告の対象となります(例:本来服薬すべき時間を忘れて与薬を行っていなかった場合、誤った種類や数の薬を利用者に与薬した場合)。利用者に対する個別のケア手順に沿っているかなどを踏まえ、適宜事業所にて判断してください。

(2)医師が「服用しなくても問題なし」と判断している場合

医師がその薬を「服用しなくても問題なし」と判断している場合については、事前にそのような指示を受け、個別のケア手順として整理されているのであれば事故報告の対象外ですが、事後確認であれば、個別のケア手順に沿っていないため、報告が必要です。

(3)利用者の身体への影響との関係

上記に係る誤薬があれば、利用者の身体への影響の有無に関係なく、事 故報告の対象となります。

2.事故報告に求められる内容

次頁に、誤薬に係る事故報告書に記載すべき内容のうち、主なものを例示 いたしますので、事故報告を行う際の参考としてください。

誤薬に係る事故報告書に記載すべき主な内容

〔例1〕与薬漏れ(薬の飲ませ忘れ)

1/3 - /	Sylemate (Siess Meet C.B.14)
1	薬の種類(名称、効能)。
2	いつ、なぜ、事故に気づいたのか?(事故の発覚が遅れた場合は特に重要)
3	その後服薬したのか?または、どのような対応を取ったのか?
4	家族へ報告したのか?
5	医師等へ指示を仰いだか?仰いだ場合は指示の内容。仰がない場合は仰がない根
	拠(誰がなぜ仰がないと判断したのか?)。
6	従業者は手順どおりにケアを行っていたか?原因に従業者がマニュアルに沿った
	行動を取らなかった点はなかったか?
7	再発防止策で記載した内容がマニュアルの内容を記載したものとはなっていない
	か?再発防止の内容はいままでの手順とどのように異なるのか?
8	事故後の利用者の状態像に変化はないか?

[例2]与薬相手の誤り(Aに誤ってBの薬を飲ませた場合)

1	Aに飲ませた薬の種類(名称、効能)。
2	Aが飲むべきであった薬の種類(名称、効能)。
3	いつ、なぜ、事故に気づいたのか?(事故の発覚が遅れた場合は特に重要)
4	A はその後本来の薬を飲んだのか?または、どのような対応を取ったのか?
5	Bはその後本来の薬を飲んだのか?または、どのような対応を取ったのか?
6	Aが服薬したBの薬は事業者が弁償するのか?
7	家族へ報告したのか(A・B共に)?
8	医師等へ指示を仰いだか?仰いだ場合は指示の内容。仰がない場合は仰がない根
	拠(誰がなぜ仰がないと判断したのか?)。
9	従業者は手順どおりにケアを行っていたか?原因に従業者がマニュアルに沿った
	行動を取らなかった点はなかったか?
10	再発防止策で記載した内容がマニュアルの内容を記載したものとはなっていない
	か?再発防止の内容はいままでの手順とどのように異なるのか?
11	事故後の利用者の状態像に変化はないか?

Bに対する事故(与薬漏れ)にも該当する場合、A、Bそれぞれに係る事故報告が必要。

[例3]与薬すべき時期の誤り(複数回分の薬を一度に飲ませた場合、昼の薬を朝に飲ませた場合、別の頓服薬と誤って与薬した場合など)

1	薬の種類(名称、効能)。
2	いつ、なぜ、事故に気づいたのか?(事故の発覚が遅れた場合は特に重要)
3	その後服薬したのか?または、どのような対応を取ったのか?
4	飲ませた薬を本来服薬すべきだった時期には、どのような対応を取ったのか?(定
	期薬の場合)
5	家族へ報告したのか?
6	医師等へ指示を仰いだか?仰いだ場合は指示の内容。仰がない場合は仰がない根
	拠(誰がなぜ仰がないと判断したのか?)。
7	従業者は手順どおりにケアを行っていたか?原因に従業者がマニュアルに沿った
	行動を取らなかった点はなかったか?
8	再発防止策で記載した内容がマニュアルの内容を記載したものとはなっていない
	か?再発防止の内容はいままでの手順とどのように異なるのか?
9	事故後の利用者の状態像に変化はないか?